

## 緊 急 通 達

件 名 : 大学生・高校生等の個人登録取り扱いについて

社団法人 日本フェンシング協会  
会長 山 本 秀



本協会登録について、支部各位のご協力に感謝申し上げます。

登録者数の増加は、本協会の維持、運営のみならず、本協会の地位向上や事業の発展のためにも必要不可欠です。競技者のみならず愛好者、役員、審判員、指導員、競技者の父兄等、我が国のフェンシングを支える全ての関係者の登録をお願いしている次第です。

さて、この程日本学生フェンシング連合（日学連）より、日学連非加盟大学生についてもフェンシング競技会等への参加機会を増やしてその活動を活性化したいとの提案がありました。日本フェンシング協会としても趣旨に賛同し登録の面で協力することとなりました。（平成 25 年 2 月 23 日全国理事会にて承認済。）

そのため、平成 25 年度の日本フェンシング協会登録を手続きについては既にご案内を送付しておりますが、下記の通り登録区分についての取り扱いを変更いたしますので周知のうえ各支部にてご対応頂きたくご協力のほどお願い致します。

### 記

#### <新年度登録取扱の内容>

1. 支部の「個人登録」の内訳に所属条件の無い「大学生」「高校生」の区分を設け、その登録費を ¥5,000、¥3,000 とする。また、個人登録（支部役員および一般）を「社会人」と変更する。従って個人登録内訳は「社会人」「大学生」「高校生」「中学生」「小学生以下」の 5 区分となる。
2. 大学生、高校生の区分の適用については支部の判断で行う。
3. 競技会に出場するものは競技会主催者が要項に示す内容と手順により出場資格を得る。

#### <実施期日>

平成 25 年度の個人登録より適用する。

この通達の発信時点ですでに新年度登録の完了した者については、必要な調整を支部と協会事務局が連携して行う。

#### <その他>

登録費等については別紙の通り、社団法人日本フェンシング協会登録規程（平成 24 年 2 月 25 日改訂）の登録規程の<別表>を改訂し、平成 25 年 3 月 1 日より適用する。

以上

【附則】この規程は 2009 年 2 月 14 日より施行する。(平成 22 年 3 月 6 日総会にて決議)

【附則2】2012 年 3 月 1 日より一部改定施行する。(平成 24 年 2 月 25 日全国理事会にて承認)

【附則3】2013 年 3 月 1 日より<別表>を改訂施行する。(平成 25 年 2 月 23 日全国理事会にて承認)

【登録規程<別表>】  
2013. 3.01 より適用

会 員 区 分 (種別)	登録費	備 考
1. 会員		
(1) 正会員	なし	
(2) 学識経験者	なし	
(3) 個人登録会員 (社会人)	8,000円	
(4) 個人登録会員 (大学生)	5,000円	
(5) 個人登録会員 (高校生)	3,000円	
(6) 個人登録会員 (中学生)	2,500円	
(7) 個人登録会員 (小学生以下)	2,000円	
2. 役員 (本会役員)		
(1) 会長・副会長	50,000円以上	
(2) 専務理事、常務理事	30,000円	
(3) 理事、監事	20,000円	
(4) 名誉総裁、名誉会長	0円	
(5) 顧問、参与	0円	
3. 公認審判員	公認審判員規程による	
4. 公認指導員	公認指導員規程による	
5. 選手グレード	適用なし	適用なし